

## (2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年11月16日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 八頭郡八頭町 個人

乙 鳥取市 企業

丙 島根県松江市 企業

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金329,856円を乙に、238,620円を丙に、それぞれ支払うものとすること。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金233,962円を甲に支払うものとすること。

### 3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年6月22日

(2) 事故発生場所

鳥取市気高町八束水地内

(3) 事故の状況

鳥取県元気づくり総本部広報課所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止しようと徐行していた和解の相手方甲が運転する和解の相手方乙が第三者から借り受けている小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。